離職者等再就職訓練仕様書
（知識等習得コース（他に仕様書を定めるコースを除く））

１　事業の趣旨

離職者や求職者（以下、「離転職者等」という。）の早期の再就職を支援するため、短期間の多様な訓練コースを実施する。

２　業務の内容

（１）訓練の実施
（２）訓練の受講者（以下「訓練生」という。）の就職支援
（３）訓練および就職支援の実施に伴う業務
（４）託児サービスの提供（該当する訓練コースのみ。）

３　訓練の種類と年間予定定員数

訓練期間	訓練時間	４～９月開講定員数	年間総定員数
６か月コース	６４８時間	１９２名 ※母子母等の 優先枠を含む	３９９名 ※母子母等の 優先枠を含む
５か月コース	５４０時間		
４か月コース	４３２時間		
３か月コース	３２４時間		

※ 訓練時間には、入校式・修了式の時間数は含めない。

４　訓練対象者

公共職業安定所において求職申込を行っており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けることのできる者。

５　委託費

（１）訓練実施経費および託児サービスに係る委託費（上限額）

区　　分	訓練生１人１月当たりの上限額(外税)
訓 練 実 施 経 費	５６，０００円
託児サービス委託費 （該当コースのみ）	６６，０００円

※訓練実施経費は、個々の経費の積み上げによる実費分とすること。
※託児サービス委託費に含まれる額は託児施設の利用料（託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額であること。事務手続き等に要する経費は含めない。）のみとすること。委託先機関自らが訓練生のみに対して託児サービスを提供する場合は個々の経費の積み上げによる実費とすること。

※託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価が、託児サービス委託費の上限を超えることにより、上限単価を超えて設定しようとする場合は、様式 11-4（協議依頼書）により、労働雇用政策課へ事前協議すること。

（２）就職支援経費（定額）

実　　績	訓練生１人１月当たりの額（外税）
就職率８０%以上	２０，０００円
就職率６０%以上～８０%未満	１０，０００円
就職率６０%未満	０円

※就職支援経費は実績（就職支援経費就職率）に応じて上記の額を支給する。

６　訓練コース番号・科目名・訓練期間・開講月・定員

令和９年度委託訓練実施計画を参照すること。

一部の訓練科では母子母等優先枠を設定しているため、別途、離職者等再就職訓練仕様書（母子家庭の母等訓練コース　優先型）も参照し、該当する場合は必ず設定すること。

また、一部の訓練科では託児枠を設定しているため、該当する場合は必ず設定すること。

７　訓練内容

令和９年度委託訓練実施計画で指定する訓練内容について、早期就職に結びつく訓練目標と仕上がり像を設定すること。

訓練受講者のデジタルリテラシー習得を促進するため、その必要性・重要性を周知することにより、デジタルリテラシー習得の意欲を喚起するとともに、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が運営するポータルサイト「マナビ DX（デラックス）」の使い方（無料講座の検索方法等）等を周知すること。

また、訓練受講者が各訓練分野の就職に必要なデジタルリテラシーを実践により身に付けるため、それぞれの訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定し、訓練カリキュラムを作成するにあたっては別紙 13「DX リテラシー標準の項目の一覧」対応しているか確認するとともに①様式 13（デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート、チェック欄に「✔」が必要）②チェック欄に「✔」した項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料等を提出すること。

８　訓練スケジュール

（１）訓練時間の設定

訓練時間は平日の昼間に１日当たり６時間、１か月１８日間合計１０８時間とする。ただし、１か月のうち平日の日数が１８日に満たない月がある場合、他の開講月において不足日数を調整することを可能とする。その場合、訓練時間は最低１か月１７日間、合計１０２時間を確保することとし、上限は１か月２０日間、合計１２０時間とする。

また、１か月のうち平日の日数が１８日に満たず、平日のみの設定では訓練時間が不足するため、やむを得ず土曜日、日曜日または休日等に訓練を実施する必要がある場合については、次の優先順位に従って訓練を設定すること。

①土曜日

②日曜日

③「国民の祝日に関する法律」に規定される休日

なお、1時間の訓練は５０分として差し支えなく、各時限の休憩時間は概ね１０分とする。

（２）入校式および修了式

入校式および修了式は訓練実施施設において実施すること。入校式は訓練初日に、修了式は訓練修了日の訓練終了後に実施することとし、いずれも訓練時間には含まない。

（３）調整日（就職活動日・求職者支援制度対象者の手続き日）

訓練設定日以外の平日は調整日とし、調整日が設定できる場合は、訓練開始翌月から概ね１５日までの間に１回設定すること。

また、訓練終了１か月前を目途に、就職先が決まっていない訓練生に対して、訓練終了月の概ね１５日までの間（訓練終了月に調整日を設定できない場合は、原則前月２５日以降）に設定した調整日に、必ず訓練生を管轄する公共職業安定所へ誘導して職業相談を受けさせること。なお、上記に依り難い場合は、訓練終了後速やかに職業相談を受けさせること。

また、その調整日については、後日日程調整することがある。

９　訓練の実施

（１）契約を締結した訓練日程で訓練を実施すること。

（２）開講可能最少人数は定員の半数（割り切れない場合は小数点以下第１位を切り上げた整数）以下とすること。

（３）申込締切り時点で受講申込者が開講可能最少人数以上になった場合は、必ず訓練を実施すること。

なお、選考日までに受講申込の辞退等があり、開講可能最少人数を下回った場合でも必ず訓練を実施すること。

（４）受講申込者が開講可能最少人数を下回った場合は、訓練実施について滋賀県と別途協議を行い、訓練の実施（中止）を決定すること。訓練の実施を決定した場合は、いかなる場合においても訓練を実施すること。

（５）訓練を指導する者の配置については、訓練内容が学科の場合は１名以上、実技（パソコンを使用する科目等を含む。）の場合は訓練生１５名までにつき１名以上配置をすること。

（６）各訓練科目の終了時には訓練習得状況の評価を実施することとし、技能およびこれに関する知識の程度が修了に値すると認められない場合には、補講等の措置を講じること。この場合、その経費は委託訓練費に含むこととする。ただし、資格等の取得のために必要な訓練時間が不足した訓練生に対する補講においては、あらかじめ訓練受講希望者に対し費用負担額を周知した上、その費用の負担を求めることができるものとする。

（７）実習等の訓練の一部を第三者に再委託する場合は、必ず書面で事前に承認を得ること。

（８）資格を得ることが目的であるものについては、目的とする資格の取得が可能な施設として、必要に応じて次の要件を満たしていること。

ア　養成施設としての指定を受けることが必要な場合にあっては、所管官庁等の指定を受けている、または受けることができる見込みがあること。

イ　訓練の実施に際して申請等の手続きにより許可等を受ける必要がある場合にあっては、その要件を全て具備していること。

10　就職支援の実施

訓練生の就職促進に努めるため、次のことを実施すること。

（１）職業相談を含む個別面接の実施、職務経歴書および履歴書作成の指導等を含めた有効なキャリアコンサルティングを実施すること。

（２）訓練生への求人情報の提供を適宜行うこと。

（３）訓練生にジョブ・カードの作成を支援すること。

（４）訓練の習得度評価をした上で、職業能力証明（訓練成果・実務成果）シートを作成し、訓練生に交付すること。

（５）訓練生が求人情報を検索できるよう、専用パソコンを１台以上設置すること。

（６）訓練修了者および就職のために中途退校した者（以下「就職退校者」という。）の就職状況（就職退校者の場合は、退校時の就職状況）について、訓練修了者または就職退校者からの書面により把握を行うとともに、その結果を滋賀県が別途定める期限までに報告すること。

なお、把握時期は、次のとおりとする。

ア　就職退校者　：　退校した時点

イ　訓練修了者　：　①訓練実施業務終了の時点
②訓練実施業務終了日の翌日から起算して１月後の時点
③訓練実施業務終了日の翌日から起算して３月後の時点

（７）訓練修了１か月前を目途に、就職先が決まっていない訓練生について、必ず公共職業安定所へ誘導し、職業相談を受けさせること。

11　訓練および就職支援の実施に伴う業務

（１）訓練業務の進捗状況等の把握および報告

① 訓練計画に基づく訓練の進捗状況の把握および報告

② 訓練内容の水準の保持および改善

③ 訓練生等からの要望等に対する対応

（２）訓練指導記録の作成

① 「訓練日誌」への記録

② その他訓練生に係る指導記録

（３）訓練生の能力習得状況の把握・指導および報告

① 科目ごとの能力習得状況の把握（「訓練日誌」に記録）

② 能力習得状況に応じた指導および報告

（４）訓練生の出席・欠席の管理および指導

① 出席・欠席状況の把握（「出席簿」に記録）

② 欠席者に対する「欠課届」およびこれに係る証明書類等の提出指導

③ 訓練生の出席状況に応じた指導および報告

（５）訓練生および訓練修了者に対する就職支援に係る事務

① 「求職票」の記入および提出指導

② 「訓練生求職情報登録票」の記入、提出指導および電子媒体へのデータ入力

（６）訓練生の中途退校等に係る処理

① 「退校届」の提出指導

② 「退校理由書」の作成

（７）災害および感染症等発生時の対応

災害および感染症等が発生した場合における被害および感染等の拡大の防止および関係機関への連絡・報告

（８）訓練生の住所等の変更に係る処理

訓練生の住所・氏名等の変更があった場合の変更届の提出指導

（９）受講ガイダンスにおける協力

① 受講ガイダンスにおける訓練内容等に係る説明

② 受講ガイダンス実施に伴う受付、面接等の業務への協力

(10) 訓練の入校および修了時における業務

① 入校式における訓練実施に係る説明

② 入校式および修了式における運営、書類の回収、記入指導および配布等の業務

③ 訓練生が入校時に提出する書類の取りまとめおよび確認、訂正指導

(11) 雇用保険受給者等に係る事務

① 「公共職業訓練等受講届・通所届」（変更を含む。）の記入事項の確認、訂正指導および証明書類等添付確認

② 「公共職業訓練等受講証明書」の作成および証拠書類（出席簿・欠課届・証明書類等）等の整備、照合

(12) 訓練手当受給者等に係る事務

① 「訓練手当受給資格認定申請書」（変更届出書を含む。）の記入事項の確認、訂正指導および証明書類等添付確認

② 「訓練手当支給請求書」の作成および証拠書類（出席簿・欠課届・証明書類等）等の整備、照合

③ 訓練手当に係る「訓練実施状況報告書」の作成

(13) 職業訓練受講給付金受給者等に係る事務

「職業訓練受講給付金支給申請書」の受講証明に関する証拠書類の確認、照合、証明

(14) その他委託業務の円滑な実施のため必要と認める業務

12　託児サービスの提供

託児枠を設定した訓練科については、訓練開始時満１歳から２歳を含む年齢層の託児児童の受入れが可能なことを条件とする。

令和９年度委託訓練実施計画で託児枠を指定している訓練科は、記載の人数で託児枠の設定を必須とする。（「０～２名」と記載があるものについては、託児枠の設定は必須ではなく、範囲内で自由設定できるものとする。）

（１）託児サービス利用対象者

訓練生のうち、就学前の児童の保護者であって、訓練を受講することによって、当該児童を保育できない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者とする。

（２）託児サービスの提供内容

上記（１）の利用対象者に対し、訓練期間中および休憩時間中に、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）（以下、「認定こども園法」という。）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉法第 45 条の規定に基づき滋賀県または大津市が条例で定める基準を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、認定こども園法第 13 条の規定により滋賀県または大津市が定める基準を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園および地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成１３年３月２９日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第１７７号）を満たす保育内容を提供すること。

（注）授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含めるものとする。

（３）託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

ア　施設内託児サービス

委託訓練を実施する訓練実施機関の施設内において、訓練実施機関自らがまたは委託により、託児サービスを提供する。

イ　施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関自らがまたは委託により、託児サービスを提供する。託児サービス提供機関は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

（４）託児サービス提供機関の選定基準

イ　児童福祉法または認定こども園法に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

① 保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉法第 45 条の規定に基づき滋賀県または大津市が条例で定める基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難い場合は、別途協議すること。）

② 小規模保育事業（児童福祉法第 34 条の 16 の規定により市町が条例で定める基準を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難い場合は、別途協議すること。）

③ 家庭的保育事業（児童福祉法第 34 条の 16 の規定により市町が条例で定める基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難い場合は、別途協議すること。）

④ 幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 13 条の規定により滋賀県または大津市が定める基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難い場合は、別途協議すること。）

⑤　認可外保育施設（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園および企業主導型保育施設を含む）（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）

⑥　一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

ロ　託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること（保育を受ける児童および保育者の双方を対象としたもの）。

ハ　児童福祉法等の関係法令および通知を遵守すること。

ニ　イからハのほか、滋賀県において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

（５）託児サービス利用者への説明会

託児サービス利用者の決定後、入校式の日までに説明会を開催すること。

（６）その他

授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとするが、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、保護者（訓練生）の負担とすることができるものとし、滋賀県と託児サービス提供機関との協議により決定する。

13　委託費の支払いについての留意事項

（１）受講ガイダンスに係る全ての費用（人件費、旅費等）は、委託費のうち訓練実施経費に含むものとする。

（２）委託費のうち訓練実施経費および就職支援経費については、訓練生１人につき、訓練開始日またはそれに応答する日を起算日とし、翌月の訓練開始日に応答する日の前日までの区切られた期間（ただし、訓練生が中途退校した場合等は中途退校の日までとする。以下「算定基礎月」という。）ごとに算定して支払いを行い、算定基礎月においてあらかじめ定められた訓練時間の８０%に相当する時間の訓練を受講していない場合は、当該１か月間における訓練実施経費および就職支援経費は支払わないものとする。

ただし、５か月以下の訓練においては訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間、６か月訓練においては３か月単位の訓練期間（訓練生が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練時間の８０%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては訓練実施経費および就職支援経費を請求できるものとする。

なお、訓練が年度をまたぐ場合は算定基礎月が年度内に終了している期間において８０%に相当する時間を算定する（算定基礎月が年度をまたぐ場合は、訓練終了年度において算定する）。

（３）訓練生が中途退校した場合、または委託契約を解除した場合は、訓練実施経費および就職支援経費の額は１か月毎に算定し、当該支払対象月の訓練が行われた日（以下「訓練日数」という。）が、１６日以上または訓練が行われた時間が９６時間以上である時は月額単価とし、訓練日数が１６日以上または訓練が行われた時間が９６時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（日曜日、国民の祝日その他訓練実施施設が休日とした日および翌月の応答日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母とし、訓練日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払額とする。（１円未満の端数は切り捨てる。）

（４）委託費のうち就職支援経費の支払は以下のとおりとする。

○　就職支援経費の支払は、下記の就職支援経費就職率の算定式に当てはめて得た実績（就職率）に応じて支払う。

＜就職支援経費就職率＞

対象就職者÷（訓練修了者＋対象就職者のうち就職退校者）×１００

○　当該就職支援経費の対象となる「対象就職者」とは、訓練修了後３か月以内（訓練修日の翌日から起算して３か月以内（３か月を経過する日）とする。以下同じ。）に就職（就職退校者を含む。）または内定（訓練修了者等からの書面に就職予定日の記載がある場合のみ可）した者のうち、一週間の所定労働時間が２０時間以上であり、かつ「雇用期間の定め無し」または「４か月以上」の雇用期間の雇用契約により雇い入れられた者（この場合の「４か月以上」とは、「雇い入れの日から起算して１２０日以上」とする。）および自営を開始した者（訓練終了後３か月以内に設立または開業し、かつ法人設立届出書または個人事業開廃届出書の写しを提出した者に限る。）をいう。

14　その他

（１）　宗教活動や政治活動を目的としないこと。

（２）　守秘義務を遵守すること。

（３）　本事業の実施にあたり、滋賀県との打合せ等に適切に対応すること。

（４）　本仕様書に定めのないものについては、滋賀県の指示に従うこと。

（５）　事務処理の取扱いについては、別途定めたものに従うこと。